

第5回 みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会 議事録

○日 時 令和6年7月25日（木） 午後7時00分～午後8時40分

○場 所 みどり市役所 教育庁舎 3階 第1会議室

○出席者

【みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員】13名

委員長	田口 和人
副委員長	清田 敏治
委員	鈴木 孝明
委員	新井 博介
委員	近藤 博一
委員	備海 忍
委員	春山 寛之
委員	富所 哲平
委員	村田 紀子
委員	黒澤 寿一
委員	大澤 智
委員	高草木 良江
委員	穴倉 淳一

【みどり市教育委員会】 8名

みどり市教育委員会	教育長	保志 守
教育部	部長	金高 吉宏
教育総務課	課長	石坂 克広
学校教育課	課長	神山 亮一
教育総務課	課長補佐	長澤 伊知郎
学校教育課	課長補佐兼指導係長	小暮 真美
教育総務課施設係	係長	大窪 進
学校教育課教職員係	管理主事	日置 潤

【欠席者】 1名 委員 須田 敏之

【報道機関】 桐生タイムス社

【傍聴者】 なし

○議事の概要

1 開 会 [開始：午後7時00分]

進行：副委員長 清田 敏治

2 委員長あいさつ

・委員長 田口 和人

皆様、こんばんは。本委員会も本日を入れて残り2回となりました。本日は、事前に事務局より送付した答申（案）の内容等について、皆様からご意見やご指摘をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会の終了時間は、20時30分を目安にしたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、皆様よろしくお願いいたします。

3 協議事項

(1) 答申（案）について

・答申（案）について事務局から説明

学校適正規模・適正配置の答申案について、前回の協議を受けて変更した点を中心に説明した。また、答申後に作成する「教育委員会の基本方針」では、給食の提供方式や学校プールの在り方、部活動の地域移行など、現状の学校課題についても触れる必要があり、それらも踏まえて協議をしていただくことをお願いした。

・委員意見交換

・協議についての意見や質疑応答は、以下のとおり。

(1) 答申（案）について	
発言者	発 言 内 容
議長（委員長）	では、ただ今事務局より説明がありましたが、委員の皆様には事前に答申（案）をお読みいただいていると思いますので、様々な観点からご意見やご質問等をいただければと思います。
委員1	P.29の3と4の順序が逆になっています。 それから、P.26の（2）本委員会の検討のポイントのところで、「東地区は今回の検討対象から外す」という記載がありますが、これは少し刺激が強い印象を受けます。P.31の（ア）では「東地区についても他地区と連携しながら今後進めていただきたい」というようなことが書いてあるので、東地区についても除外しているような書き方ではない方がよいと思います。 もちろん、本委員会としては東地区を除外している訳ではなく、市内連携

	等、東地区を含めた検討をしてきているので、表現を変えた方がよろしいと思います。
議長（委員長）	大事なお指摘をいただきました。他には何かございますか。
委員2	P.26とP.27で「合併」という言葉が出ていますが、他のところでは「統合」という表現になっており、「統合」が一般的であると思いますので、統一した方がよいと思います。 それから、P.30の（ア）の③検討区域についてですが、「当該中学校区または隣接する中学校区内の小中学校を検討対象の区域とする」とあります。 1つの中学校のことにについて検討する場合、当然隣の中学校区のこととも関連して議論していかないとまとまらないと思いますので、「または」ではなく「及び」にした方が、その地区を網羅的に議論できるのではないかと感じました。
議長（委員長）	基本的には笠懸地区、大間々地区、東地区に地区別検討委員会を設けて、その枠組みの中で検討していくことになっていますが、ここでの「検討区域」とは笠懸地区全体なのか、それより小さい区域のことを指すのか、事務局としてはどのようにお考えですか。
事務局	このことについては、先ほど（委員2）さんがおっしゃったように、課題が大きくなった中学校区について検討を始めた場合には、必ず隣の中学校区も関わってきます。そのため、検討対象としては地区全体ということになると思います。
議長（委員長）	確認ですが、ここでの検討開始時期、検討対象地区というのは、つまりその地区に地区別の検討委員会を立ち上げるという理解でよろしいでしょうか。
事務局	はい。それでよいと思います。
議長（委員長）	では、言い方の問題だと思いますので、「地区全体を検討対象として、地区別検討委員会を立ち上げる」ということが伝わるような表現に修正していきたいと思います。「検討開始」＝「地区別検討委員会の立ち上げ」ということです。
委員3	P.30の望ましい学校規模についてですが、この基準が東地区については当てはまらないのではないのでしょうか。
委員4	P.30（１）～（３）の下にアスタリスクをつけて、「東地区についてはすでに義務教育学校としてスタートしているため、この「望ましい学校規模の内容は該当しない」ということが分かるようにすれば、初めて読む人にも伝

	わると思います。
議長（委員長）	そうですね。注釈を入れて、東地区には適用しないというようなことが伝わる表現にするとよいと思います。
委員5	答申の本体、P.35にある「大間々地区の適正規模及び適正配置の例」について例が3点挙げられていますが、2つ目の例の「義務教育学校へと移行した場合の例②」は、この例が良いという意見はこれまでも無かったように思いますし、図に併せて記述してある文章を見ても課題が多いと書いてあります。つまり、ここに2つ目の例を載せる必要があるのかという疑問があります。
委員3	これを採用するという例ではなくて、あらかじめ考えられる案を全て出して、この2つ目の例の場合は課題があるということもあえて出しているということだと思います。
議長（委員長）	これは「参考資料」ですので、本検討委員会において、想像できるものを最大限検討し、掲載しているということでよいかと思います。 地区別検討委員会で考える際の材料として、そのあたりについては、誤解の無いように申し添えられるとよいと思います。
委員3	P.31（イ）の地区別検討委員会における参考事項のところの笠懸地区の最初の部分ですが、「笠懸小学校の分離により笠懸西小学校が新設されたが、両校の距離が非常に近いことに加えて、笠懸西小学校区が笠懸小に隣接している」と書かれています。市民の目線から考えると、「そのようなことは笠懸西小学校と作る前から分かっていたことでしょう。なぜ、もっと前からよく検討しなかったのか。」ということになってしまう。 笠懸地区の3つ目の部分、「地区別検討委員会においては、笠懸小学校の移転新築を含めた小学校4校の配置バランス及び学校区の見直しについて（以下一部略）検討していただきたい」と書いてありますので、それを踏まえた上で、1つ目の部分が記載されていればよいと思います。 笠懸小学校の移転新築を前提として載せることができないのであれば、ここにあえて問題となる文章を記述する必要はないのではないのでしょうか。 移転を前提として掲載するのであれば、正しい文章だと思います。
委員4	私も同じところが気になりました。1番下の部分を最初に持ってきて、その下に残り2つの文章を例として挙げるようにすれば、うまく伝わるかと思います。
委員3	笠懸小学校の目標使用年数の限度から考えると、その5年遡った年度というのは、いつになるのでしょうか。

事務局	現時点での目標使用年数はあと6年ということになるため、そこから5年遡るということは、来年から検討を開始する必要があるということになります。ただし、これは何も改修等を行わなかった場合です。
議長（委員長）	その「目標使用年数」についても書き加えることも必要ではないかということですね。
議長（委員長）	ひとつ確認を取っておきたいことがあります。望ましい学校適正規模の（３）にある「15人未満」という部分です。事務局からの説明で、ここは「15人未満」よりも「15人以下」の方がよいかどうかという話もありました。事務局にもう一度確認します。「15人未満」や「15人以下」とした理由をもう一度お願いします。
学校教育課長	初め、15人未満としたのは、15人いればある程度やりたい活動ができるであろうということで、15人は適正の範囲と考えていました。 その後、教育部内での協議を進めていく上で、複式学級となる基準となる「16人」との齟齬が出てくるということがありました。 そこで、「15人未満」ではなくて、「15人以下」とすると複式学級の基準とも合致することになるため、提案させていただいたところです。 このことについて、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思いますと考えております。
議長（委員長）	これについてご意見はございませんか。 今までのお話を伺うと、「15人以下」ということで考えてよいと思います。よろしいでしょうか。（委員承諾） 他にご意見等ございますか。
委員1	P.32の「魅力的な学校づくり」についてですが、この（１）～（３）は、基準というか、何か参考とした事例のようなものがあるのでしょうか。
事務局	（１）は前回の委員会までに委員の皆様からいただいたご意見をまとめた形で作成しています。（２）はあずま小中学校を例として、魅力あるカリキュラム編製の工夫などについてまとめました。（３）は、（１）にも関わってきますが、例えば前橋市の桃井小学校では、学校の建物と一体化して地域の施設が併設されており、学校職員とは別に常駐の職員がおります。学校と地域が一体となって活躍している、そのような事例をイメージして作成しています。
委員1	一人ひとりの子供たちを大切にしながら、より良い教育環境をどのように整えていくべきかということが大枠としてあって、そのために魅力的な学校

	づくりを考えていかななくてはならないということだと思います。 ただ、環境などだけでは無く、人もとても大切だと思いました。過去の学校をモデルとして考えるのも大切ですが、今までにあった学校と全く違う形で考えていかなければいけない部分もあるのではないのでしょうか。 「魅力的な学校づくり」の中には、学校適正規模や適正配置も含んでいると思いますし、それ以外の教育環境の充実と学校を中心とした教職員や地域住民の連携などが大切になると思います。 この答申本体の部分だけを見ると、規模、配置、魅力的な学校づくりという構成がしっかりこない。P.32の魅力的な学校づくりだけが浮いてしまっており、内容も不足しているような印象を受けます。 私は最初、地域別の検討委員会へは、この第2部の答申本体だけがいくのだと思ってしまっていたのですが、第1部からすべて引き継がれるということであれば大丈夫なのかもしれません。
事務局	P.32の「3 魅力的な学校づくり」の部分については、いただいたご意見を基に再考したいと思います。第6回委員会の前に、8月上旬頃にはもう一度修正した（案）を送付させていただき、それについてまたご意見をいただければと思います。ご意見は返信用封筒で返信していただくか、お電話、メール等でいただければと考えております。直接来庁していただき、お伝えいただいても構いません。 そして、そこでいただいたご意見を基に、もう一度修正して答申の最終案としたいと思います。いかがでしょうか。
議長（委員長）	今の事務局からの提案についてはよろしいでしょうか。はい、ではそれをお願いします。
議長（委員長）	ここで、本日欠席している委員さんからご意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。 『答申の中で、「学校が無くなった場合の地域コミュニティへの影響や人口がさらに減ってしまう」というような記載がありました。確かに人が移動する時、学校の存在や学校への距離を検討材料の一つには入れますが、学校の存在そのものが人口減少や少子化を食い止めるかというと、別なところに要因があるような気がします。人口が減り、少子化になってしまったから学校の存続や統廃合を考えていかななくてははいけない。少子化により子供の数が一定以下になってしまったのであれば、統廃合はやむを得ないのではないかと考えました。』というご意見です。

議長（委員長）	他に何かございますか。
委員5	P.12の国や件の基準が今後変わるということはあるのでしょうか。
議長（委員長）	今のご質問は、国や県の基準がもし変わってしまったら、答申の方もそれに合わせて変更していく必要があるのではないかとということです。
事務局	国の基準については、P.12の表にあるとおり、小学校1年生から段階的に40人学級から35人学級に引き下げられ、令和7年度に小学校6年生も35人学級となることが決まっています。群馬県ではその国の基準を基にさらに少人数編制を可能とする独自の取組をすでに行っています。 また、群馬県での少人数編制の取組をもとにみどり市の学級編制基準を決めております。 国として、中学校の基準が変更となることは決まっておらず、また、小学校も基準が大きく変更になるという話が出ていませんので、今後しばらくの間は、本答申に影響するようなことは無いと考えています。
委員3	次回の答申後、教育委員会が方針（案）を作成し、それをもとにパブリックコメントを行うということになると思いますが、その告示方法はどのように考えているのでしょうか。市のホームページにURLを掲載するだけでは、不十分だと思いますので、学校から保護者に周知するなど、もっとオープンにできるようなことが必要ではないでしょうか。 本委員会での検討結果をただ地区別検討委員会に送るだけではなくて、市民に広く行き渡るような方法を工夫していただければと思います。
事務局	パブリックコメントについては、その周知方法やスケジュールなど、市として、ある程度の決まりがありますが、いただいたご意見のように、学校から保護者へ周知するなど、周知の方法についてはよく検討していきたいと思っています。
委員6	P.35の大間々地区の適正化の例についてですが、やはりこのまま載せてしまうと、この2番目の例は初めて見た人にとってこの気持ちに誘導されてしまうような気がします。この例には、優先順位ということではないと思いますが、内容を変えずに載せるのであれば、順番を検討していただきたいです。
議長（委員長）	分かりました。先ほどもそのようなお話がありましたので、再度検討し対応していきたいと思っています。
委員4	文面の中に「中1ギャップ」という言葉が何度か出てきますが、この「中1ギャップ」ということがすべて悪いことのように捉えられてしまうかもし

	れません。「中1ギャップ」が問題なのは分かりますが、逆に小学校5、6年生は、中学生がいないことによってすごく成長します。 義務教育学校となった場合、小学校5、6年生が伸びにくくなるという弊害があることも頭の中に入れておく必要があると思います。
議長（委員長）	おっしゃっている事はよく分かります。ただ、現在答申の最終段階に来ておりますので、「中1ギャップ」についてはその弊害部分だけを対象として文章を作っているということでご理解をいただきたいと思います。
議長（委員長）	予定していた時間も過ぎておりますので、本日はこの辺りで終了したいと思います。 では、次回は8月28日水曜日19時からということになります。よろしくお願いします。

4 諸連絡

第6回委員会 日時 令和6年8月28日（水）19:00～

会場 みどり市役所 教育庁舎 3階 第1会議室

内容 答申内容決定及び答申

6 閉会

副委員長 清田 敏治

本委員会も終盤を迎えまして、各委員よりそれぞれのお立場でたくさんのご意見を頂きました。次回はいよいよ最終回ということになります。事務局より修正案がまた配布されるということですので、ご協力をお願いします。

それでは、本日はこれで終了といたします。大変お疲れ様でした。

以上